

令和5年4月26日

頌栄短期大学収容定員関係学則変更届
(抜粋)

学校法人 頌栄保育学院

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホリゾン ショウエイイカクイン 学校法人 頌栄保育学院								
フリガナ大学の名称	ショウエイソングイカク 頌栄短期大学								
大学本部の位置	兵庫県神戸市東灘区御影山手一丁目18番1号								
大学の目的	教育基本法にのっとり、学校教育法の定める短期大学として、キリスト教精神を土台とし、広く学術を研究享受するとともに高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成し、かつ社会の発展に貢献できる社会人を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	収容定員の厳格化に基づき、保育者を志願する者の動向を踏まえ、収容定員を減じ、適正な収容定員とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	保育科	2年	100人 (125)	-	200人 (250)	短期大学士 (保育学)	令和6年4月 第1年次	兵庫県神戸市東灘区御影山手一丁目18番1号	
	計		100人 (125)	-	200人 (250)				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設分	専攻科（保育学専攻）	4人 (4)	4人 (4)	4人 (4)	2人 (2)	14人 (14)	0人 (0)	40人 (40)
			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		計	4人 (4)	4人 (4)	4人 (4)	2人 (2)	14人 (14)	0人 (0)	40人 (40)
	既設分	なし	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
合計		4人 (4)	4人 (4)	4人 (4)	2人 (2)	14人 (14)	0人 (0)	40人 (40)	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		6人		5人		11人		
			(6)		(5)		(11)		
	技術職員		0		0		0		
			(0)		(0)		(0)		
	図書館専門職員		0		0		0		
		(0)		(0)		(0)			
その他の職員		0		0		0			
		(0)		(0)		(0)			
計		8 (8)		4 (4)		12 (12)			

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	5,482㎡	0㎡	0㎡	5,482㎡				
	運 動 場 用 地	8,421㎡	0㎡	0㎡	8,421㎡				
	小 計	13,903㎡	0㎡	0㎡	13,903㎡				
	そ の 他	13,698㎡	0㎡	0㎡	13,698㎡				
合 計	27,601㎡	0㎡	0㎡	27,601㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		7,520.92㎡ ()	0㎡ ()	0㎡ ()	7,520.92㎡ ()				
教 室 等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数				
					室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
		()	()	()	()	()	()		
	計	()	()	()	()	()	()		
図 書 館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数					
		㎡							
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要						
		㎡							
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	教員1人当り研究費等		200千円	200千円	—	—	—	—	
	共同研究費等		200千円	200千円	—	—	—	—	
	図書購入費		3,000千円	3,000千円	—	—	—	—	
	設備購入費		1,000千円	1,000千円	—	—	—	—	
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	1,050千円	1,050千円	千円	千円	千円	千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、寄付金収入、手数料収入							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	頤栄短期大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地
	保育科	2 年	125 人	0 人	250 人	短期大学士 (保育学)	0.68 倍	昭和25年	兵庫県神戸市東灘 区御影山手一丁目 18番1号
附 属 施 設 の 概 要		該当なし							

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

(1) 都道府県(兵庫県)内における位置関係の図面



(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所用時間がわかる図面

最寄り駅(阪急神戸線御影駅)から約700m

アクセスマップ



- ※阪急神戸線御影駅を西へ、御影北小学校を右折し北へ徒歩10分。
- ※阪神本線御影駅山側バス停にて19番乗車、阪急御影駅で下車し、同上。
- ※JR神戸線六甲道駅から神戸市営バス32系統乗車11分。御影山手で下車徒歩3分。

各部屋の建物床面積

A棟1階

A図書館最下書庫	88.725
A図書館	204.960
A図書館事務室	16.500
A機械室	28.760
A受水槽	33.150
A女子職員便所	11.187
A男子便所	7.562
A女子便所	27.850
A職員更衣室	23.397
A学生相談室フリールーム	12.923
A学生相談室	14.712
※小計	469.726
Aその他	54.074
A1階計	523.800

A棟中2階(2階)書庫	82.070
--------------------	---------------

A棟2階(3階)

A2大講義室	329.280
A理事長室	13.567
A院長・学長室	17.677
A会議室	30.416
A事務室(総務・会計・宗教部)	30.888
A事務室(教務)	46.482
A応接室1	10.740
Aコンピュータ室	10.350
A2事務倉庫	8.970
A湯沸室	10.462
A2倉庫	10.350
※小計	519.182
A2その他	83.498
A2階計	602.680

A棟計	1,208.550
------------	------------------

**C棟
地階**

C講義室C101	102.28
C事務室	16.28
C湯沸し室	
C倉庫	
C男子便所	
C女子便所	
C倉庫	
Cホール	15.93
Cその他	60.29
C地階計	194.78

1階

C講義室C202	64.00
C保育実習室	64.00
C男子便所	
C事務室	
C女子便所	
C身障者便所	
Cホール	16.61
Cその他	50.80
C1階計	195.41

C棟総計	390.19
-------------	---------------

B棟2階(1階)

B講義室a	92.568
B講義室b	83.888
B進路資料室	28.755
B相談室1	5.463
B相談室2	5.330
B休養室(223)	23.661
B研究室(224)	15.834
B研究室(225)	15.834
B研究室(226)	16.133
B印刷室(227)	24.513
B2倉庫(プライベート)	5.625
B2給湯室	2.511
B2北講師室(作業室・会議室)	20.002
B2南講師室	20.475
B2男子便所	8.374
B2小計	368.966
B2その他	100.274
B2階計	469.240

B棟3階(2階)

B絵画工作室(301)(含準備室)	154.630
B講義室(303)	110.700
B講義室(304)	77.520
Bピア・レッスン室A	74.165
Bピア・レッスン室B	37.765
Bピア・レッスン室C	34.515
Bピア・レッスン室D	73.125
B研究室(306~310)	74.877
B3女子便所	23.180
B3男子便所	12.705
B3機械室	7.450
B3研究室305	14.250
※小計	694.882
B3その他	135.208
B3階計	830.090

B棟4階(3階)

B視聴覚室(401)	193.800
B4実習指導室	22.570
B講義室(404)	110.700
B講義室(405)	119.595
B研究室(406~410)	73.800
B4ロッカー室	35.775
B4女子便所	21.648
※小計	577.888
B4その他	146.322
B4階計	724.210

B棟計	2,023.540
------------	------------------

体育館
体育施設の欄に記入
1階

T小体育室	138.30
T器具庫	16.00
T男子便所	9.76
T男子シャワールーム	4.40
T女子便所	12.65
T職員便所	1.98
T休憩室	6.23
T倉庫(食品庫)	6.00
T機械室	20.48
T空調機械室	14.57
T食堂	323.92
T厨房	35.80
T階段室・廊下	61.60
T1階計	651.69

2階	
T玄関	24.12
Tホール	25.45
T研究室	12.12
T更衣ロッカー室	34.75
T女子便所	16.16
T洗面室	6.55
T職員更衣室	17.50
T放送室	7.60
T女子シャワールーム	16.59
T体育館フロア	750.83
T器具庫	94.80
T階段室	26.90
T2階計	1,033.37

3階	
Tギャラリー(含クラブ)	381.29
T階段室	14.19
T3階計	395.48

体育館計	2,080.54
------	----------

ハウ記念館
講堂欄に記入

1階	
H多目的ホール	123.98
H厨房	20.25
H同窓会室	11.03
H便所(男)	6.70
H便所(女)	8.97
Hその他	47.07
H1階計	218.00

2階	
H講堂(チャペル)	123.98
H待合室	17.88
Hチャプレン室	11.03
Hその他	45.87
H2階計	198.76

3階	
Hギャラリー	41.67
H物入れ	21.67
Hその他	17.88
H3階計	81.22

ハウ記念館計	497.98
--------	--------

D棟
校舎1階

D101会議室	27
D102研究室	37.43
D103教室	48.79
D1書庫	13.41
D1保健室	15.62
D1事務室	19.12
D1談話室	35.76
D1講師室	35.96
D1倉庫1	8.26
D1便所(男女)	30.75
D1廊下その他	133.27
D1階計	405.37

校舎2階

D200教室旧入浴実習	67.74
D201教室	69.66
D202教室	69.3
D203調理実習室	67.59
D204実習室	74.46
D2更衣室(男)	13.39
D2更衣室(女)	27.02
D2倉庫2(自治会・同窓)	8.13
D2倉庫3	10.69
D2女子便所	21.7
D2廊下その他	115.54
D2階計	545.22

校舎3階

D301	68.88
D302	68.88
D303情報処理実習室	91.41
D3倉庫5	13.77
D3便所(男女)	24.3
D3廊下その他	102.29
D3階計	369.53

D合計	1,320.12
-----	----------

総合計	7,520.92
-----	----------

学 則 (案)

第1章 総 則

(目的)

第1条 頤栄短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法にのっとり、学校教育法の定める短期大学として、キリスト教精神を土台とし、広く学術を研究教授するとともに高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成し、かつ社会の発展に貢献できる社会人を育成することを目的とする。

2 変化する社会情勢に対する目的は、保育者に必要な価値観、知識、技術を身に付け、育成をめざすものとする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項に関する規定は別に定める。

(学科及び収容定員)

第3条 本学に設置する学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科	定員	入学定員	収容定員
保育科		100名	200名

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

第2章 入学、退学、休学、転入学及び除籍

(入学の時期)

第5条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第6条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
 (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
 (3) 外国において学校教育12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) その他、相当の年令に達し、高等学校卒業と同等以上の学力があると本学において認められた者

(入学の出願)

第7条 本学に入学を志願する者は、指定の期日までに本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第8条 入学者の選考は、別に定めるところによって行い、合否は教授会において判定する。

(入学手続及び入学許可)

第9条 前条による合格者は、指定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

3 正当な理由なしに入学手続を期日までに完了しないときは、入学許可を取り消すことがある。

(保証人)

第10条 入学を許可された者は、保証人を置くものとする。

2 保証人は父母とし、学生の在学中に関する一切の事項について保証しなければならぬ。ただし、父母が保証人となることができない場合は、親族又は縁故者とする。

3 保証人が死亡又はその他の理由によって資格を失ったときには、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

(退学)

第11条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、所定の退学願いを学長に提出して許可を得なければならない。

2 退学の日付は、学費を既に納めている者については、退学が認められた日とし、学費を未納の者については、学費が納められている学年又は学期の末日とする。

3 退学に関するその他の事項は、別に定める。

(休学)

第12条 疾病その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、所定の休学願いを学長に提出して許可を得なければならない。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。

3 許可された休学期間の経過後も休学しようとする者は、原則としてその休学期間満了前にあらためて休学願を提出しなければならない。

4 休学し得る期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、在学年数に算入しない。

6 休学に関するその他の事項は、別に定める。

(復 学)

第13条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の復学願を学長に提出し、許可を得なければならぬ。

2 復学の時期は、前期又は後期の各開始日とする。

3 復学に関するその他の事項は、別に定める。

(再 入 学)

第14条 再入学を志願する者がある時は、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱いは、審査の上これを定める。

3 再入学に関するその他の事項は、別に定める。

(他校への転入学)

第15条 本学から他校への転入学を希望する者は、学長に願い出てその許可を得なければならぬ。

2 転入学に関するその他の事項は、別に定める。

(除 籍)

第16条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

(1) 学費の納入を怠り、催促した後もなお納付しない者

(2) 第4条に定める在学年限を越えた者

(3) 第12条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

2 除籍に関するその他の事項は、別に定める。

(復 籍)

第17条 前条第1項第1号により除籍となった者が復籍を希望する場合は、学長の許可を得て復籍することができる。

2 復籍に関する必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第18条 教育課程は、別表第1の通り、授業科目を基礎教養科目及び専門教育科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、平成13年文部科学省告示第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。(以下「遠隔授業」という。)

4 教育課程に関する必要な事項は、別に定める。

(単 位 数)

第19条 本学における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前項各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、修了研究については、学修の成果を評価して単位を授与することが必要と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(授業期間)

第21条 1年間の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(履修登録)

第22条 学生は履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

2 履修に関して必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第23条 一の授業科目を履修し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

2 履修に関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学等における履修等)

第24条 本学は、他の大学又は短期大学等の授業科目の履修を希望する学生があるときは、教授会において教育上有益であると認められた場合に、これを許可することができる。

2 他の大学又は短期大学等で修得した授業科目の単位数は、30単位を超えない範囲で本学で修得したものとみなすことができる。

(遠隔授業による修得単位)

第24条の2 第18条第3項の授業方法により修得した単位は、30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に含めることができる。

第4章 学修の評価及び卒業等

(学修の評価)

第25条 学修の評価は、S(秀)、A(優)、B(良)、C(可)、D(不可)をもって表し、C(可)以上を合格とする。

2 学修の評価に関して必要な事項は、別に定める。

(GPA制度)

第25条の2 前条に基づきGPA制度を設ける。

2 GPA制度に関して必要な事項は、別に定める。

(卒業の要件)

第26条 本学を卒業するためには、別表第1に定める授業科目の中から、基礎教養科目13単位以上、専門教育科目49単位以上、合計62単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第27条 本学に2年在学し、前条に規定する単位を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第28条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大
学士(保育学)の学位を授与する。

(免許等の取得)

第29条 本学において取得することが出来る免許状及び資格の種類は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格とする。

2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第26条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。幼稚園教諭二種免許状を取得するための実習に関する事項は別に定める。

3 保育士資格を取得しようとする者は、第26条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。保育士資格を取得するための実習に関する事項は別に定める。

第5章 学年、学期及び休日

(学期)

第30条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第31条 学年を、次の2学期にわけける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第32条 本学の休業日を次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定されている日

(2) 日曜日

(3) 開学記念日 4月21日

(4) 創立記念日 10月22日

(5) 春季休業日 3月18日から3月31日まで

(6) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長が必要と認めるときは、休業日に授業等を実施することがある。
また、臨時に休業日を設けることがある。

第6章 入学検定料、入学金、学費その他の費用

(入学検定料等の金額)

第33条 本学の入学検定料、入学金及び学費については、別表第2のとおりとする。

2 入学検定料は受験前の所定の期日までに、入学金は入学前の所定の期日までに納入するものとする。

(学費の納入時期)

第34条 学費は、前期、後期の2期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。

2 選択科目の実習費は、実習時期に応じて納入することがある。

3 特別の事情があると認められる者は、学費の延納又は分納を認めることがある。

4 延納及び分納に関して必要な事項は別に定める。

(退学及び停学の場合の学費)

第35条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の学費は徴収する。

2 停学期間中の学費は徴収する。

(休学の場合の学費)

第36条 休学を許可された者の学費については、別に定める。

(納付した学費等)

第37条 納付した入学検定料、入学金及び学費等は、原則として返還しない。

第7章 職員組織

(職員組織)

第38条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 学長は指名により、副学長を置くことができる。

3 職員組織については、別にこれを定める。

第 8 章 教 授 会

(教授会の構成、開催の要件等)

- 第39条 本学に教授会を置く。教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手をもつて構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、客員教授及びその他の職員を教授会に加えることができる。
- 2 出席教員数が3分の2に足りないときは、学長は教授会を開くことができなない。
- 3 教授会構成員の3分の1以上の要請のあるとき、学長は教授会を開かなければならない。
- 4 教授会は、月1回開催するものとする。ただし、必要あるときは臨時に教授会を開くことができる。
- 5 教授会については、別にこれを定める。

第 9 章 専 攻 科

(専攻科の設置)

第40条 本学に専攻科（保育学専攻）を置く。

(目 的)

第41条 専攻科は、短期大学保育科の基盤の上に、精深な学識、研究能力及び高度な保育実践能力を養うことを目的とする。

(収容定員)

第42条 専攻科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

定員	入学定員	収容定員
学科 保育学専攻	10名	20名

(修業年限)

第43条 専攻科の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第44条 専攻科に入学することのできる者は次の1号に該当するとともに、2号又は3号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保育士資格又は幼稚園教諭二種免許状を有する者
- (2) 大学、短期大学又は専修学校（保育専門学校等）を卒業した者
- (3) 本学において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(教育課程の編成)

第45条 専攻科の教育課程は、別表第3の通り、授業科目を理論系科目及び実践系科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 3 前項の授業は、遠隔授業で履修させることができる。
- 4 教育課程に関し、履修方法については、別に定める。専攻科の授業科目及び単位数は別表第3のとおりとする。

(遠隔授業による修得単位)

第45条の2 第45条第3項の授業方法により修得した専攻科の単位は、30単位を超えない範囲で修了に必要な単位の中に含めることができる。

(修了の要件)

第46条 専攻科を修了するためには、2年在学し、別表第3に定める授業科目の中から62単位以上を修得しなければならない。

(修了)

第47条 専攻科に2年在学し、前条に規定する単位を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が修了を認定する。

- 2 学長が修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学士の学位の取得)

第48条 専攻科修了者のうち、大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たし、かつ大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者には、学士（教育学）の学位が授与される。

(免許状の取得)

第49条 前条に該当する者で、専攻科において、教育職員免許法及び同施行規則に定める所定の単位を修得した者は、幼稚園教諭一種免許状を取得することができる。

(入学検定料及び学費)

第50条 専攻科の入学検定料及び入学金、授業料等の学費については別表第4のとおりとする。

- 2 入学検定料は所定の期日までに、入学金は入学前の所定の期日までに納入するものとする。

(専攻科一年次修了の要件)

第51条 専攻科に1年在学し30単位以上修得したのものについては、教授会の意見を聴き、学長が一年次修了を認定する。

- 2 専攻科一年次修了に関して必要な事項は別に定める。

(専攻科途中年次入学)

第52条 大学改革支援・学位授与機構認定の短期大学専攻科における1年次修了者は、専攻科における途中年次への入学を許可することができる。

- 2 途中年次入学に関して、本条の定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

(準 用)

第53条 専攻科に関して、本章に定めるもののほかについては、本学則第7条、第8条、

第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第16条、第17条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第30条、第31条、第32条、第34条、第35条、第36条、第37条、第54条、第56条、第57条、第58条、第61条、第63条、第64条、第65条を準用する。

第10章 長期履修生

(長期履修生)

- 第54条 学習機会の多様化を図ることを目的として、本学で定めている修業年限を越えて履修し卒業すること、また学納金についても通常の学生とは異なる納入方法をとることを希望する者は、教授会において選考の上、長期履修生として許可することがある。
- 2 長期履修生に関して、本条の定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

第11章 委託生、科目等履修生及び外国人留学生

(委託生)

- 第55条 第6条に規定する入学資格を有する者で、国、地方公共団体等から派遣されて、特定の授業科目の受講や特定の研究課題についての研究を行うことを委託された者は、本学の教育研究に支障のない限り、教授会において選考の上、委託生として許可することができる。

(科目等履修生)

- 第56条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を志願する者のあるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会において選考の上、学期の始めに科目等履修生として履修を許可することができる。
- 2 科目等履修生には、学則第25条の規定を準用して単位を認定することができる。
- 3 科目等履修生に関して、本条に定めるもののほか必要なことについては別に定める。

(外国人留学生)

- 第57条 日本以外の国籍を有し、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。外国人留学生の取り扱いについては別に定める。

第12章 図書館及び乳幼児研究所

(付属図書館)

- 第58条 本学に図書館を置き、教職員及び学生の研究、学習に資する。
- 2 図書館及び図書館閲覧に関する規定は別に定める。

(付属乳幼児研究所)

- 第59条 本学に乳幼児研究所を置く。
- 2 乳幼児研究所について必要なことは別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

- 第60条 本学の教育・研究を広く公開し、地域社会との連携を推進するため、公開講座を開設することができる。
- 2 公開講座の内容、時期、期間等必要なことは、教授会の意見を聴き学長が決定する。

第14章 厚生、保健施設

(嘱託医)

- 第61条 本学に嘱託医を置き、本学教職員及び学生の厚生保健についてその指導を受ける。

(厚生施設)

- 第62条 本学に学生食堂その他の厚生施設を置く。

第15章 賞罰及び奨学

(表彰)

- 第63条 学力及び品行において学生として表彰に値する者は、教授会の意見を聴き、学長が表彰することができる。

(懲戒)

- 第64条 本学の規定に違反し、又は学生として本分に反する行為をしたと認められる者は、教授会の意見を聴き、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なう。
- (1) 学業成績が不良で成業の見込みがないと認められた者
 - (2) 品行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学生の懲戒に関する規程は別に定める。

(奨学)

- 第65条 本学に奨学制度を置く。
- 2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

附 則

本学則は昭和25年4月1日からこれを施行する。

(中略)

この改正学則は2019年(平成31年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。
 この改正学則は2020年(令和2年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。
 この改正学則は2020年(令和2年)4月15日からこれを適用する。
 この改正学則は2021年(令和3年)4月1日からこれを適用する。
 この改正学則は2022年(令和4年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。
 この改正学則は2023年(令和5年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。
 この改正学則は2024年(令和6年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。

別表第1

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
基礎教養科目	キリスト教	2	13単位以上
	知楽学	1	
	子どもと人権	2	
	社会学	2	
	日本国憲法	2	
	心理学	2	
	生物学	2	
	保育と情報	2	
	英語 I	2	
	英語 II	1	
	体育(講義)	1	
	体育(実技)	1	
	教育概論	2	
	教育社会学	2	
	教育・保育概論	2	
	子どもと理論と相談援助	2	
	保育方法論	2	
子ども家庭福祉	2		
社会学概論	2		
子ども家庭支援論	2		
社会的養護 I	2		
社会的養護 II	1		
保育の心理学	2		
子ども家庭支援の心理学	2		
教育心理学	2		
子どもの健康と安全	1		
子どもの保健と栄養 a	2		
子どもの食と栄養 b	1		
特別支援教育・保育概論	2		
特別支援教育 I	2		
乳児保育 II	1		
子育て支援	1		
音楽 I	1		
音楽 II	1		
芸術表現	1		
現代保育・教育問題演習	1		
教育課程の意義と編成	2		
保育内容総論	1		
子どもと健康(領域)	2		
子どもと環境(領域)	2		
子どもと言葉(領域)	2		
子どもと表現(領域)	2		
健康の指導法	2		
人間関係の指導法	2		
環境の指導法	2		
言葉の指導法	2		
表現の指導法 A	2		
表現の指導法 B	2		
保育指導法	2		
キリスト教保育	2		
キャリアへのアプローチ I	1		
キャリアへのアプローチ II	1		
教職・保育実践演習(幼)	2		
基礎演習	2		
教育・保育基礎実習	1		
保育・附設演習事前事後指導	1		
教育実習	4		
教育実習 I a(保育所)	1		
教育実習 I b(施設)	2		
保育実習 I a(保育所)事後指導	2		
保育実習 I b(施設)事後指導	1		
保育実習 II	2		
保育実習 II 事前事後指導	1		
施設実践演習	2		
施設実践演習事前事後指導	1		

別表第2

項 目	金 額	備 考
入学検定料	30,000円	入学時のみ
入 学 料	350,000円	
授 業 料	780,000円	
実験実習費	30,000円	
教育充実費	240,000円	

※学外実習費は別に徴収する。

別表第3

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
キリスト教保育特論	2	2	60単位以上
子どもの権利と社会	2	2	
保育学研究	2	2	
保育心理学	2	2	
社会学福祉研究	2	2	
子ども家庭福祉論	2	2	
自然研究	2	2	
教育哲学特論	2	2	
教育施設運営論	2	2	
現代保育・教育問題特論	2	2	
子どもとアート	2	2	
ICT教育演習	2	2	
幼児と言葉	2	2	
幼児と環境	2	2	
幼児と健康	2	2	
幼児と表現	2	2	
幼児の身体表現	2	2	
幼児の造形表現	2	2	
子どもの絵本の環境	2	2	
子どもの生活と環境	2	2	
子どもと総本の論しみ	2	2	
幼児教育課程特論	2	2	
特別支援教育・保育総論	2	2	
子育て支援論	2	2	
教育相談	2	2	
保育指導法演習	2	2	
保育実践学習 I	2	2	
保育実践学習 II	2	2	
保育実践学習 III	2	2	
保育研究演習	4	2	
修了研究	6	2	

別表第4

項 目	金 額	備 考
入学検定料	20,000円	入学時のみ
入 学 料	100,000円	
授 業 料	560,000円	
実験実習費	20,000円	
教育充実費	200,000円	

【注】ただし、本学卒業生(卒業見込みの者を含む)は、入学検定料を半額免除し、入学金及び教育充実費のうち50,000円免除とする。
 履修科目によっては、実習費等を別に徴収する。

変更事項を記載した書類

事由

収容定員の厳格化に基づき、保育者を志願する者の動向を踏まえ、収容定員を減じ適正な収容定員とするため。

変更点

学則第3条の表中、入学定員の「125名」を「100名」に、収容定員の「250名」を「200名」に変更する。

事由

施行日を明確にするため。

変更点

附則として次の附則を加える。

附 則

この改正学則は2024年（令和6年）4月1日からこれを施行する。

学則新旧対照表

(新)

(学科及び収容定員)

第3条 本学に設置する学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科\定員	入学定員	収容定員
保育科	<u>100名</u>	<u>200名</u>

第9章 専攻科

(収容定員)

第42条 専攻科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科\定員	入学定員	収容定員
保育学専攻	<u>10名</u>	<u>20名</u>

附 則

学則は昭和25年4月1日からこれを施行する。

(中略)

この改正学則は2024年(令和6年)4月1日からこれを適用する。
ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。

(旧)

(学科及び収容定員)

第3条 本学に設置する学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科\定員	入学定員	収容定員
保育科	<u>125名</u>	<u>250名</u>

第9章 専攻科

(収容定員)

第42条 専攻科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科\定員	入学定員	収容定員
保育学専攻	<u>20名</u>	<u>40名</u>

附 則

本学則は昭和25年4月1日からこれを施行する。

(中略)

この改正学則は2023年(令和5年)4月1日からこれを適用する。
ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

頌栄短期大学は、学則第3条に定める保育科の入学定員及び収容定員を、令和6年度（2024年度）から次のとおり変更する。

(新)

学科 \ 定員	入学定員	収容定員
保育科	100名	200名

(旧)

学科 \ 定員	入学定員	収容定員
保育科	125名	250名

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

頌栄短期大学（以下、「本学」という。）は、1889年、アメリカン・ボードの教育宣教師アニー・L・ハウによって開設された現存する日本最古の保育者養成校から始まった。

「神をわれらの主とあがめ、神の子イエス・キリストをわれらの救い主とする信仰に立ち、創設者アニー・L・ハウがもっとも信奉されたフレーベルの教育理念を幼児に生かした教育・研究・実践を通して、広く神と人ともに仕えること」を建学の精神とし、建学以来、多くの保育者を輩出してきた。

しかしながら、兵庫県の短期大学進学者数の減、及び教育系を目指す進学者数の減は、地元の兵庫県を中心として保育者養成を行ってきた本学の募集状況に影響を及ぼすこととなった。

これにより収容定員を見直し、さらなる収容定員の厳格化に努めることとした。

保育科の募集状況（平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度））（単位：人）

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
入学定員	150	150	150	125	125
志願者数	119	95	124	100	100
受験者数	118	92	121	98	99
合格者数	115	92	121	98	99
入学者数	112	92	116	98	99

ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（1）教育課程の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更は、基本的に行わない。よって、講義、演習等の 1 クラスの受講者がさらに少人数となり、教育の密度がさらに高まることが期待できる。

（2）教育方法及び履修指導方法の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。よって、教育や履修指導は学生に対してよりきめ細やか指導が可能となることが期待できる。

（3）教員組織の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教員組織の変更は行わない。よって、教員一人当たりの学生数が減少し、学生への指導や支援等の対応がさらにきめ細やかにできることが期待できる。

（4）大学全体の施設・設備の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う大学全体の施設・設備の変更は行わない。よって、情報機器、ピアノ等の設備がより活用でき、施設もより有効に活用できることが期待できる。

学生の確保の見通し等を記載した書類

1. 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

本学保育科の近年の学生確保の状況は（資料1）のとおりである。新型コロナウイルス感染症の影響で高校生一人のオープンキャンパス参加校数が減少する中、本学のオープンキャンパスが中止になるなど、参加者数や志願率に変化はあるが、オープンキャンパスへの参加が志願者数に大きく影響している点は変わらない。そのため、オープンキャンパスやキャンパス見学会・入試個別相談会の回数を増やすなど、学生確保に向けて様々な取り組みを行った。

(1) オープンキャンパス等イベントへの取組み

オープンキャンパス等イベントは、従来以上に回数を増やすとともに日曜日の開催を増やし、私立学校の高校生、クラブ活動の高校生、保護者がより参加しやすい環境を整えている。

オープンキャンパス当日は、教員による学校・入試説明、模擬授業、入試個別相談などと共に、学生ボランティアによるトークショーやキャンパス見学の案内、学生による大学生生活相談、学生クラブによるイベントなども実施し、本学に入学後のキャンパスライフを体感してもらうとともに、是非入学したいと思ってもらうことを重点に開催している。これらの取組みにより参加者のアンケートでも高評価を得ており、参加者の二人に一人が出願に繋がっている。

オープンキャンパス以外のキャンパス見学会・入試個別相談会も日曜日を中心に回数を増やして実施している。また、個別見学の申込者への対応も行っている。

(2) 広報活動への取組み

志願者増に向けて、まず、本学に興味を持ってもらう層（資料請求者や進学ガイダンス参加者）を増やすために、進学情報誌・NET 媒体への掲載、進学ガイダンスへの参加を行っている。また、LINE や Instagram、Facebook、Twitter などの SNS への露出を増やしつつある。

さらに、資料請求者をオープンキャンパスの参加に繋げるため、資料請求者全員にオープンキャンパスのダイレクトメールを送付している。

また、本学の認知度を高めるため、神戸市バス、市営地下鉄、駅看板への交通広告に参画している。

(3) 組織的な取組み

本学のみで行っている高校教員対象の入試説明会を、姫路と本学の2か所で開催し、より高校教員が参加しやすいよう努めている。

また、従来の高校進路指導室への訪問に加え、神戸市役所や明石市役所などの自治体

と連携し、保育のコースや類をもつ高校で保育の授業を担当している家庭科教員にアプローチし、高校で今年度から本格的にスタートした探求学習や保育の授業などの授業協力を行っている。

2. 人材需要の動向等社会の養成

保育科は、1889年アメリカン・ボードの教育宣教師アニ・L・ハウによって開設された現存する日本最古の保育者養成校から始まっている。目指す保育の歩みは、子どもたちの「人格の開花」「生命の充溢（じゅういつ）」であり、「子どもをその生命が全面的に満ちあふれるように導くこと、子どもに現れる人間の本質や主体性に気づき、保育に生かすこと」を大切にしている。

保育者の養成校として、保育現場との関係を深め進路支援に活かすため、進路支援室を中心に私立の保育園・幼稚園の各団体の保育者養成校の懇談会等に積極的に参加している。

保育科の学生は、(資料2)のとおり、卒業時にほぼ全員が保育士資格、幼稚園教諭二種免許を取得し、卒業後は多くが保育・教育関連の職に就く。(資料3)

卒業後の人材需要については、(資料3)で示す通り、保育所、幼稚園を中心として保育・教育関連の求人件数が多数あり、高い求人倍率で保育・教育現場から求められている。保育・教育関連の就職率については、卒業生数を基に算出しているが、保育・教育関連を志望する学生数を基にすると、100%の就職率となっている。

(資料1) 学生確保の状況

年 度 項 目	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
オープンキャンパス参加者数 (高校3年生) (a)	247	201	251	118	192
志願者数 (b)	119	95	124	100	100
志願率 (b/a)	48.2%	47.3%	49.4%	84.7%	52.1%
受験者数 (c)	118	92	121	98	99
受験率 (c/b)	99.2%	96.8%	97.6%	98.0%	99.0%
合格者数 (d)	115	92	121	98	99
合格率 (d/c)	97.5%	100%	100%	100%	100%
入学者数 (e)	112	92	116	98	99
入学率 (e/d)	97.4%	100%	95.9%	100%	100%

(資料2) 資格・免許取得状況

区 分	卒業年	平成30年3月 (2018年3月)	平成31年3月 (2019年3月)	令和2年3月 (2020年3月)	令和3年3月 (2021年3月)	令和4年3月 (2022年3月)
学生定員数		150	150	150	125	125
卒業者数 (a)		107	124	105	90	109
保育士資格	取得者数 (b)	103	122	103	89	106
	取得率 (b/a)	96.3%	98.4%	98.1%	98.9%	97.2%
幼稚園教諭	取得者数 (c)	97	121	101	89	104
二種免許	取得率 (c/a)	90.7%	97.6%	96.2%	98.9%	95.4%

(資料3) 求人・就職状況

区 分	卒業年	平成30年3月 (2018年3月)	平成31年3月 (2019年3月)	令和2年3月 (2020年3月)	令和3年3月 (2021年3月)	令和4年3月 (2021年3月)
卒業者数		107	124	105	90	109
公立保育所	求人件数	—	—	—	—	—
	就職者数	7	8	6	3	1
私立保育所	求人件数	431	371	374	352	351
	就職者数	24	36	18	19	32

公立幼稚園	求人件数	—	—	—	—	—
	就職者数	1	1	4	1	1
私立幼稚園	求人件数	164	165	159	119	116
	就職者数	15	19	9	6	8
公立こども園	求人件数	—	—	—	—	—
	就職者数	0	1	2	1	1
私立こども園	求人件数	293	307	312	306	335
	就職者数	40	34	50	46	49
公立福祉施設	求人件数	—	—	—	—	—
	就職者数	0	0	0	0	0
私立福祉施設	求人件数	84	72	81	70	83
	就職者数	9	7	7	5	3
公立学童	求人件数	—	—	—	—	—
	就職者数	0	0	0	0	0
私立児童館	求人件数	3	4	0	2	4
	就職者数	2	0	0	0	0
その他保育・ 教育関連施設	就職者数	1	0	0	0	0
保育・教育 関連職計	求人件数	975	919	926	849	889
	求人倍率	9.85	8.67	9.65	9.67	9.36
	就職者数	99	106	96	82	95
	就職率	92.5%	85.5%	91.4%	91.1%	87.2%
公務員	就職者数	0	0	0	0	0
一般企業	就職者数	1	1	1	1	0
進学		3	7	5	7	11
その他		4	10	3	1	3